

福岡市から  
ルールを  
変えよう

## 目次

- p.1 特区とは
- p.2 なぜ特区を活用するのか
- p.3 福岡市×特区
- p.9 規制改革メニュー一覧
- p.11 事業者募集



福岡市長 高島 宗一郎

## 特区で福岡市を「大きな夢が叶うまち」に！

平成 26 年 5 月、福岡市は国家戦略特区「グローバル創業・雇用創出特区」に選ばれました。

「スタートアップビザ」や「エンジニアビザ」、航空法の高さ制限の緩和と市独自の容積率緩和を組み合わせた再開発プロジェクト「天神ビッグバン」など、福岡市は、特区の規制緩和を活用して、国内外から多様な人材や企業を呼び込める環境を、ソフト・ハードの両面から整えることで、新しい価値の創造にチャレンジする企業や起業家を支援しています。

——時代のニーズに応える革新的なサービスや製品を創り、グローバルなマーケットにチャレンジしていく——

次代を担う若者をはじめ多くの方が、そんな夢を実現できるまちとなり、福岡から日本を変えていくことが、特区として選ばれた福岡市が果たすべき大きな使命だと考えています。

「グローバル創業・雇用創出特区」である福岡市で、一緒にチャレンジしましょう！



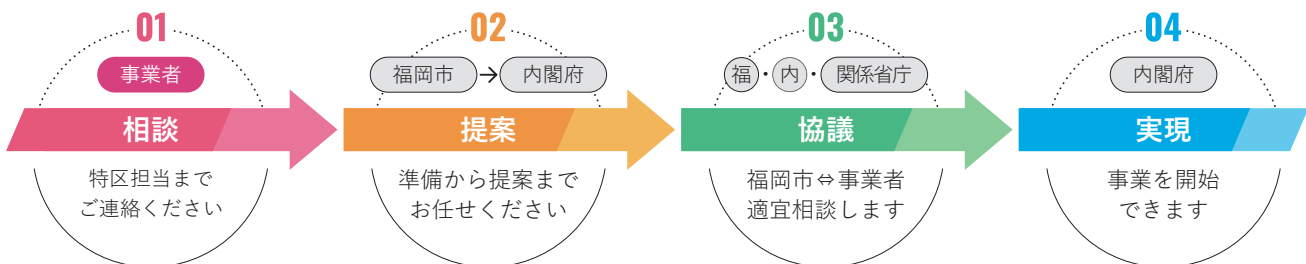
# 特区とは

世界で一番ビジネスがしやすい環境を作ることが目的に、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度です。国家戦略特区では、13区域が指定されており、400を超える認定事業が行われています。特区でできることは2つあります。



## 1 規制緩和の特例をつくる

自治体や事業者が新たな特例を提案できます。特例措置が実現すれば、特区のエリア内で活用可能となり、その成果が高く評価されたものは、全国展開されます。主なプロセスは以下の通りです。



## 2 規制緩和の特例をつかう

自治体や事業者が、利用したいメニューを選んで活用できます。国家戦略特区で実現した特例措置は、様々な分野にわたって120以上あります。

内閣府 **国家戦略特区** National Strategic Special Zones  
特例メニューの一覧 →

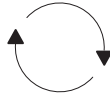


# なぜ特区を活用するのか

福岡市では、都市の成長と生活の質の向上の好循環を創り出すことを基本戦略として掲げ、まちづくりを進めています。国の規制改革に市独自の施策を組み合わせることで、福岡市の経済発展を加速させています。



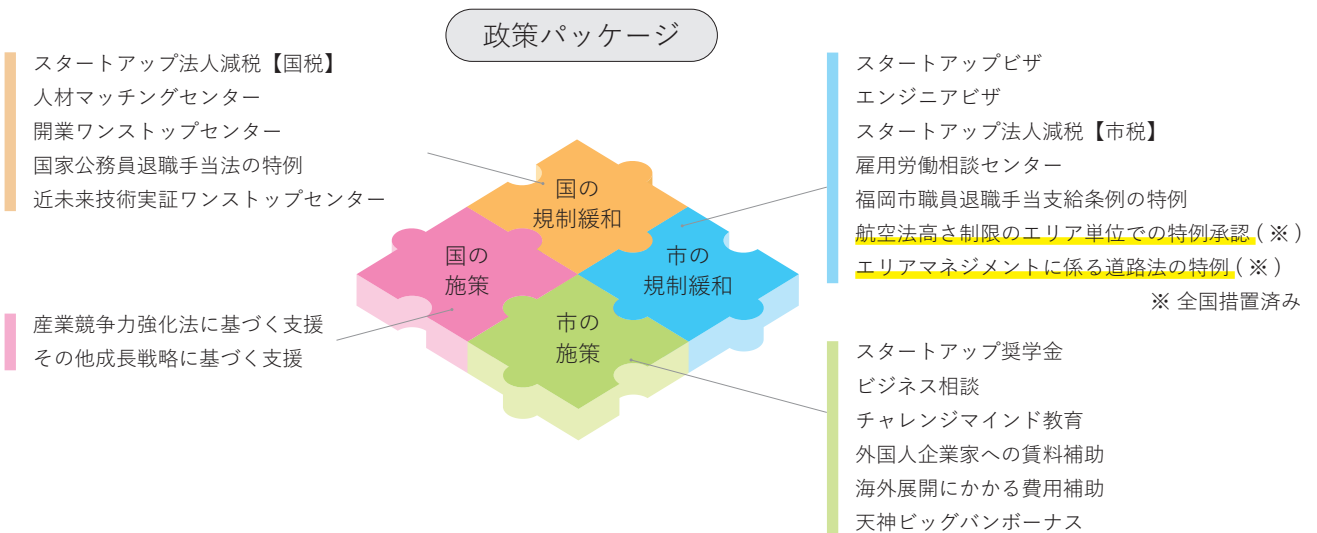
都市の成長



生活の質の向上

## ① 国際競争力のあるビジネス環境づくり

特区で認められた規制・制度改革や国の施策に、市の施策を組み合わせ、「政策パッケージ」として展開し、新たなビジネスにチャレンジする人材や企業を支援しています。



## ② 福岡発のロールモデルを生み出す

特に成果の高い規制緩和は一般制度として全国に展開されます。福岡市では、規制緩和の提案から実現した特例の運用まで一貫して取り組むことで、福岡市の成功モデルを全国に広げ、日本全体の発展に貢献していきます。

航空法高さ制限のエリア単位での特例承認



天神未来創造  
天神ビッグバン

> p.7

▷ 天神ビジネスセンター

天神ビッグバンの規制緩和第1号として、令和3年9月に竣工しました。

エリアマネジメントに係る道路法の特例



FUKUOKA  
STREET  
PARTY

> p.7

▷ FUKUOKA STREET PARTY

天神のきらめき通りが歩行者天国となり、イベントを開催。2日間で約13万人が訪れました。

# 福岡市 × 特区

住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡



福岡市は、政令指定都市の中で、人口増加数・増加率ともにナンバーワンです。さらに、国内外からの企業の進出や新たな雇用の創出も進んでおり、市税収入は過去最高を記録しています。

そんな福岡市の魅力を簡単にご紹介します。

## 豊富な人材



人口増加数・増加率だけではなく、若者の割合も政令都市の中でナンバーワン！

## ビジネス環境



福岡空港をはじめ、博多駅や博多港も近く、交通アクセスが良いコンパクトな都市！

## 住みやすさ



住宅家賃は東京の約6割。ビジネスマンが選ぶ、住みよかった所ナンバーワン！

## バックアップ拠点

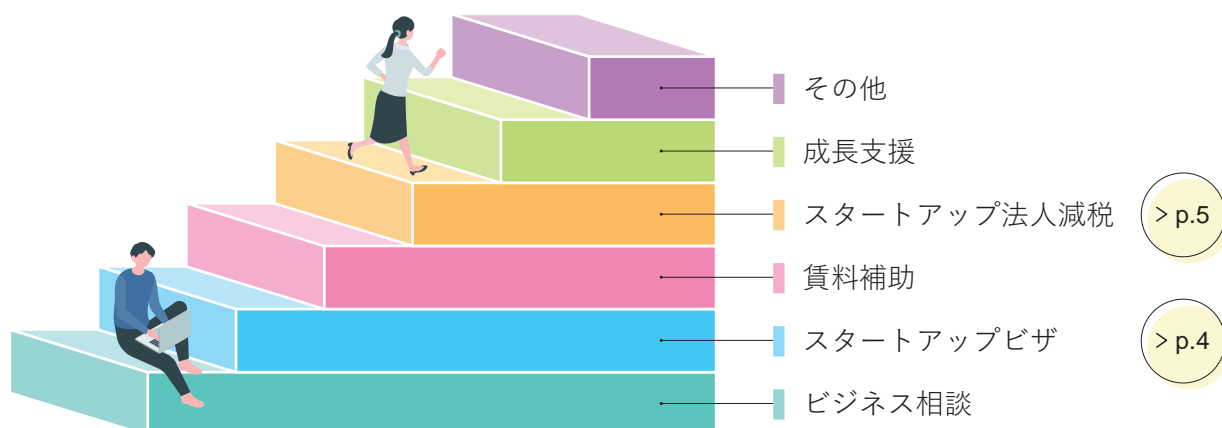


地震などの自然災害について、東京圏との同時被災リスクが低いいため、バックアップ拠点としても適性あり！

## スタートアップの取組 —— 特区のしくみを活かして起業しやすい都市へ ——

特区で実現した雇用や在留資格、法人税などの規制緩和を活用して、国内外からスタートアップや優秀な人材を呼び込むための支援を充実させています。

### スタートアップパッケージ





市が提案

## > スタートアップビザ

スタートアップパッケージ

出入国管理及び難民法において、創業するための在留資格（経営・管理）を得るには、入国時に2つの要件（①事業所の確保、②2人以上の常勤職員または500万円以上の出資金など）の確認が必要とされており、創業する外国人にとって大きなハードルです。そこで、福岡市は規制緩和を提案。これにより、自治体が事業計画を認めれば、入国時にその要件が整っていない場合でも、6カ月間の「経営・管理」ビザが認められることになりました。創業する外国人は、事業を進めながら、その6カ月間で必要な要件を整えて手続きを進めることができるため、ビジネスに挑戦しやすくなります。



point  
01 ▶

### 広がるスタートアップの輪

市は、平成27年12月から受付を開始！  
今までに110名以上の方が活用しています。

point  
02 ▶

### 留学生も起業しやすく！

福岡市の提案で在留資格「留学」から「スタートアップビザ」への切り替えが可能になりました！

### スタートアップビザ申請の流れ

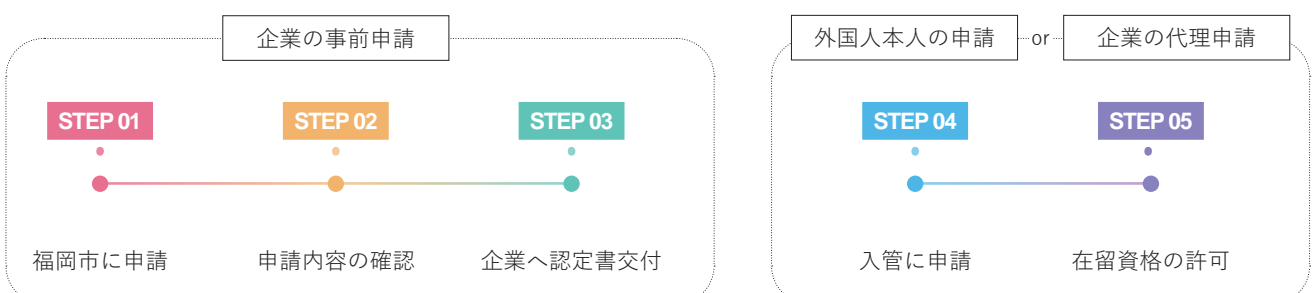


市が提案

## > エンジニアビザ

スタートアップや中小企業が、外国人エンジニアを雇用する場合、在留資格（技術・人文知識・国際業務）の審査に1～3カ月程度かかってしまいます。そこで、福岡市は規制緩和を提案。特区では、自治体が雇用先企業の経営状況などを事前に確認することを条件に、この在留資格の審査を約1カ月まで大幅に短縮できるようになりました。これによって、雇用先の企業は、外国人エンジニアを早期に入国させて、プロジェクトを迅速に進められるようになるため、イノベーションの加速が期待されます。

### エンジニアビザ申請の流れ

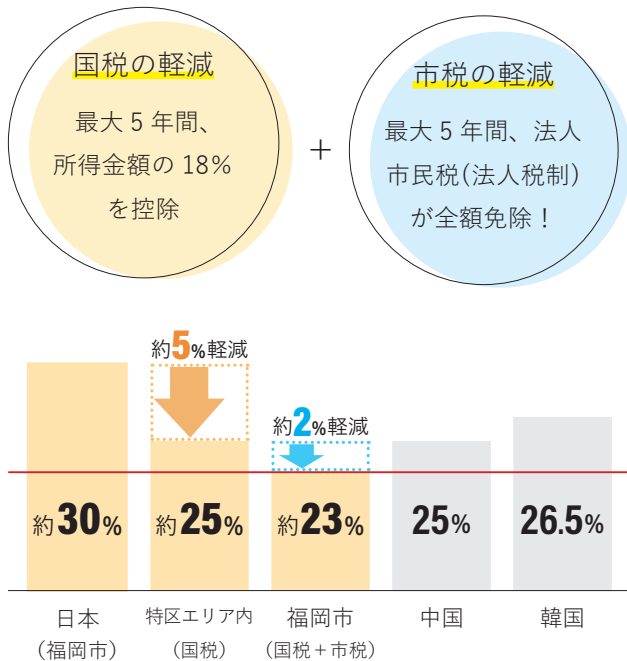






特区のエリア内の設立後5年未満のスタートアップが革新的なビジネスを展開する場合に、必要な要件を満たせば、国税および市税の軽減措置を受けることができる制度です。

福岡市は、特区の枠組みを使って「アジアの主要都市と比べて競争力のある水準まで、法人実効税率を引き下げることを」国に提案し、国税の軽減措置が創設されました。さらに国税の措置にあわせて、福岡市は独自に市税の軽減措置を創設しました。政策パッケージとして、二つの措置を一体的に推進しながら、新たな価値を生み出すスタートアップを支援しています。国税の軽減措置にあわせて自治体独自の軽減措置を行うのは、全国でも福岡市のみです。



スチームパンクデジタル株式会社

令和4年1月24日

スタートアップ法人減税(国税)に指定!

**point**

誰でも簡単・安価に  
高品質の3Dデータを作成・共有!

独自開発したアプリに、スマートフォンやタブレットなどで手軽に高性能の3Dスキャン(動画もOK)が可能なシステムを構築。作成した3Dデータは、プラットフォームで共有ができるので、3Dデータを活用する様々な分野での利用が期待されます。

スタートアップ法人減税の要件

|      | 国税の軽減  | 市税の軽減   |
|------|--|---|
| 設立時期 | 平成26年5月1日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること   | 平成25年4月1日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること  |
| 事務所  | 国家戦略特区内に、本店または主たる事務所を有すること   | 福岡市内に本店または主たる事務所を有すること  |
| 事業   | <p>医療 一定のIoT</p> <p>国家戦略特区の規制の特例措置が重要な役割を果たすこと</p> <p>もっぱら、対象事業(「対象分野」及び「規制の特例」に係る要件を満たす事業)を営むこと</p> | <p>医療 一定のIoT 先進的なIT</p> <p>国家戦略特区の規制の特例措置などが重要な役割を果たすこと</p> <p>主として、対象事業(「対象分野」及び「規制の特例」に係る要件を満たす事業)を営むこと</p> |
| 革新性  | <p>新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業</p> <p>※個別の審査となりますので、ご相談ください。</p>                                       |   |
| 雇用   | -  | <p>常用雇用者を雇用すること</p> <p>(福岡市民を1名以上)</p>  |



> FGN (Fukuoka Growth Next)



FGN は、豊かな未来を創造するアイデアを持ったスタートアップ企業を支援する福岡市の施設です。グローバル創業・雇用創出特区である福岡市の強力な支援・地元企業との連携により、育成プログラムの提供やグローバルアクセラレーターとの連携、資金調達機会の創出をサポート。多様なアイデアと技術で、新しい価値を提供するスタートアップの輩出を目指します。

市雇用労働相談センター

人材マッチングセンター

開業ワンストップセンター

グローバルビジネスサポート



採用・雇用の悩みを全て無料で弁護士・社労士に相談できる！



スタートアップ企業と求職者の方々とのマッチングをサポート！



法人設立前後に必要な手続きをワンストップでサポート！



海外起業家に、福岡で起業するために必要な手続きを専門的にサポート！

> スタートアップの人材確保支援



福岡市では、スタートアップ企業が初期段階で即戦力となる人材を確保できるように、市職員の企業への転職を応援するための制度があります。

3年以内であれば企業から福岡市への復職が可能となるため、採用する側、される側の双方にとって安心してチャレンジできるメリットがあります。

登録の要件

- 1 設立から5年以内の企業
- 2 市職員の勤務地は、福岡市内(支社・支店でも可)

※その他、細かな要件については、別途確認させていただきます。

ここがポイント！

- ・登録は無料
- ・マッチングも無料
- ・カンタンな申請手続き
- ・採用しなくてもOK



## 航空法の高さ制限の特例によるまちづくり

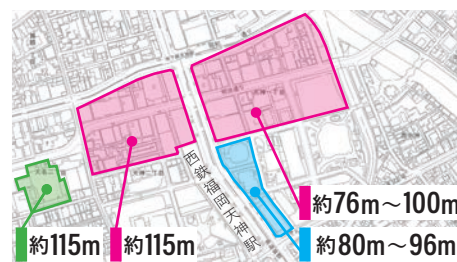


市が提案



全国展開

航空法において、空港に近いエリアは、建てられる建物の高さに制限があり、制限を超える場合には、建物1棟ごとに個別の審査が必要です。そこで、福岡市は規制緩和を提案。エリア単位で、承認可能な高さの目安を事前に提示できるようにして、手続きの迅速化を図りました。これにより、それまで進まなかった建て替えが一気に進みだしました。令和3年9月には、特区での実績が評価され、全国で活用できるようになりました。



※数値は街区ごとに示したおおよその目安です。

プロモーション動画  
の視聴はこちら  
(Youtube 動画)

天神BC

福岡大名  
ガーデンシティ

ヒューリック福岡  
ビル建替計画※

ONE FUKUOKA  
BLDG.

天神ブリック  
クロス

住友生命福岡ビル・天  
神西通りBC 建替計画※

天神1-7 計画※

天神BC 2期計画※

(「BC」は、ビジネスセンターの略称です。また、「※」マークは仮称です。)

航空法の高さ制限の特例に、市の独自の容積率緩和制度を組み合わせ、天神地区のビルの建替えを促進することで、新たな空間や雇用、税収を創出するプロジェクトです。警固断層のリスクがある中、更新期を迎えたビルが耐震性の高い先進的なビルに建て替わることで、多くの市民や、働く人・訪れる人の安全・安心につながります。



## 道路空間を活用した賑わいづくり



市が提案



全国展開

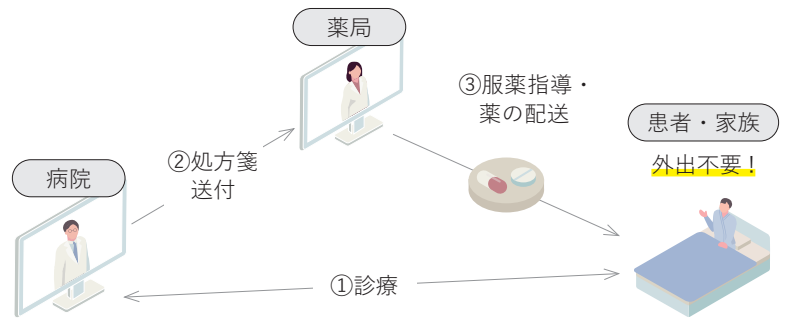


道路法において、道路上に看板やオープンカフェなどを設置することは、道路の敷地外に空きスペースがある場合は、原則として認められていませんでした。そこで、福岡市は規制緩和を提案。特区内では、一定の要件を満たすことで、空きスペースの有無に関わらず、看板やオープンカフェなどを設置できるようになりました。これにより、路上イベントなどが開催可能となります。令和4年3月には、特区での実績が評価され、全国で利用可能な「ほこみち」制度が創設されました。福岡市では、令和6年5月に道路法の特例から「ほこみち」制度の活用に移行しました。



全国展開

## オンラインによる服薬指導



薬機法（旧薬事法）では、対面での服薬指導が義務付けられていたため、患者がオンライン診療を受けた場合でも、薬局まで出向くか、薬剤師に訪問してもらわなければならないという状況が生じていました。そこで、福岡市は、平成30年に「薬剤師によるオンライン服薬指導の特例」を活用し、7月に全国で初めて保険医療制度にてオンライン服薬指導を実施しました。令和4年3月には、特区での実績が評価され、全国展開されました。



市が提案



全国展開

## ロッカーを利用したクリーニング衣類の受け渡しサービス



- 利用方法
- 01 専用アプリで会員登録
  - 02 専用バッグを取り出し、洗濯物を詰める
  - 03 専用アプリでロッカーに入れる
  - 04 回収され、工場消毒してから個別に洗濯
  - 05 ロッカーに返却され、アプリに通知される

クリーニング業法において、下着やタオルなどは、伝染病の感染源となるおそれのあるものとして消毒を要する洗濯物（指定洗濯物）とされていることから、ロッカーでの取り扱いが認められていませんでした。そこで、令和元年9月、福岡市は衛生管理や消費者保護の対策を講じることを条件に、ロッカーを利用した受け渡しが可能となるよう規制緩和を提案。国との協議を重ねた結果、福岡市では独自の基準を策定し、事業が実施可能な環境を整備することにより、ロッカーを利用した下着やタオルを含む洗濯物の受け渡しサービスが、令和3年4月に全国で初めて福岡市で開始されました。



# 規制改革メニュー一覧

## 福岡市が認定を受けた規制緩和の特例メニュー

| 分野   | 規制改革事項  | 概要   |
|------|---|--|
| 創業   | 創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例   | スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。                             |
|      | 人材流動化支援施設の設置<br>(人材マッチングセンター)   | 国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。                                    |
|      | 開業ワンストップセンターの設置   | 外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険などの法人設立及び事業開始時に必要な各種申請などをオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う。                       |
| 外国人材 | 創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例<br>(スタートアップビザ)  | 創業人材について、地方自治体による事業計画の審査などを要件に、「経営・管理」の在留資格の基準（当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円）の投資額」など）を緩和。                         |
|      | 創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例<br>(創業外国人材の事業所確保要件の緩和)   | 外国人による創業活動をさらに促進するため、創業外国人材の特例措置を活用し入国後、初回の在留資格更新時に、在留資格「経営・管理」に必要な確保すべき事業所について、自治体が認定するコワーキングスペースなどについても最大1年間認める。 |
|      | 外国人エンジニア就労促進に係る在留資格認定証明書交付に関する特例<br>(エンジニアビザ)   | 海外の優秀な外国人ITエンジニアの就労を促進するため、自治体が雇用先企業の経営状況を確認して認定することなどを要件として、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の審査の迅速化および期間を明確化する。                 |
| 医療   | 病床規制に係る医療法の特例   | 都道府県は、世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。                         |
|      | 特区医療機器薬事戦略相談  | 国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の担当者が相談者の所属する臨床研究中核病院に必要なに応じて出張して特区事前面談及び特区フォローアップ面談を実施する。 |
|      | 革新的な医薬品の開発迅速化   | 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）内に、臨床研究中核病院等担当のコーディネーター（拠点担当コーディネーター）を必要に応じて設置し、臨床研究中核病院などにおける医薬品の研究開発を支援する。               |
| 雇用   | 雇用労働相談センターの設置                            | グローバル企業やベンチャー企業などを支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルール周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応などを行う。                                |
| 近未来  | 近未来技術実証ワンストップセンターの設置  | 自動走行やドローン（小型無人機）などの「近未来技術」の実証実験などを行うものに対する、関係法令の規定に基づく手続きに関する情報の提供、相談、助言、その他の援助を行う。                                |
| その他  | 特定事業実施法人の所得に係る課税の特例<br>(スタートアップ法人減税)     | 大胆な規制改革によって生まれる革新的なビジネスの成長を税制面からも支援するために、そうしたビジネスの担い手となる創業後5年以内の企業について、一定の要件の下で所得の20%を控除する。                        |



(令和6年6月現在)

|   | 規制改革事項  | 概要   |
|---|---|--|
| 全国措置<br> | エリアマネジメントに係る道路法の特例<br>     | 国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェなどの占用許可に係る余地要件の適用を除外。   |
|   | 特定非営利活動促進法の特例   | ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間（現行1か月）を大幅に短縮。  |
|   | 保険外併用療養に関する特例   | 臨床研究中核病院など同水準の国際医療拠点において、医療水準の高い国で承認されている医薬品などであって国内未承認のもの又は海外承認済みか否かに関わらず国内承認済みの医薬品などを適用外使用するものについて、保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価を行う。 |
|   | 都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例<br>(都市公園内保育所に関する特例)  | 保育などの福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所などの社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。  |
|   | 特定実験試験局制度に関する特例<br>      | 電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」について、特区内では、区域会議の下で、更に円滑な調整を可能にし、免許の申請から発給についても原則「即日」で行う。                                     |
|   | 航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認<br> | 建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを進めることとする。                                  |
|   | 運賃及び運行計画に関する道路運送法施行規則の特例<br>(空港アクセスバス)  | ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を（30→7日前）短縮。                        |
|   | テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例<br>(遠隔服薬指導)  | 特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができる。  |
|   | 特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例<br>(高度人材ポイント制にかかる特別加算)  | より高度な外国人材の受入れを積極的に推進するため、出入国管理上の優遇措置を講ずる「高度人材ポイント制」において、地方公共団体が創業などを支援する企業などに就労する外国人へ、新たに特別加算を実施する特例措置を実施する。                   |
|   | シニア・ハローワークの設置   | 年齢を重ねても、意欲や能力に応じて活躍できるよう、概ね60歳以上の高齢者の就業を重点的に支援する。  |
| 海外大学卒業外国人留学生の就職活動期間の延長  | 一定の要件の下、海外大学などを卒業した留学生が日本語教育機関卒業後も就職活動の継続を希望する場合に、就職活動継続のための在留資格を最大1年間認める。                                  |  |

# 事業者募集

新たなビジネスを実現するうえで、**障壁となっているルール**などはありませんか？

私たちは、事業者の皆様が抱えるビジネスのしづらさを解消し、新しいことにチャレンジできる環境づくりに取り組んでいます。これまでに多くの規制緩和を実現させてきたノウハウを活かして、全力でサポートしますので、お気軽にご相談ください。

## ① 規制緩和につながるアイデアを大募集！

国家戦略特区の仕組みを使って、新たな特例メニューとして実現すれば、特区に指定されているエリア内で活用可能となり、事業者は新たなビジネスにチャレンジできます。

CASE  
01 ▶ **昔からある規制がネック**となって  
事業が進まない

CASE  
02 ▶ **新しい技術やサービス**にルールが  
追いついていない

## ② 特例メニューを使ってみたい事業者を大募集！

特例メニューについては、内閣府のホームページから確認できます。メニューが使えるかどうかの判断がつかない場合は、お問い合わせください。

＼ まずはご相談ください ＼



でも OK !

## NEWS 最近の提案をチェック！

**交通**

自動運転バスの運転免許に関する提案  
協議中

課題 自動運転バスは、簡単な操作に限られているが、中型免許 (MT) が必要

提案 ハンドルのない小型の自動運転バスであれば、普通免許 (AT 限定) で操作できる

**福祉**

買い物弱者を支援するための提案  
協議中

課題 個人が配達料をとって自動車で買い物支援をする場合、貨物運送の許可などが必要

提案 個人が買い物支援をする場合、許可がなくても、自動車で実施できる

**テクノロジー**

ドローン飛行時の電波出力に関する提案  
協議中

課題 ドローンの性能は向上しているが、法令が技術の進歩に対応していない

提案 ドローンが出力できる電波の上限を引き上げ、天候による飛行制限 (風速・雨天) を緩和する

**地域**

地域通貨を使った寄付に関する提案  
協議中

課題 地域通貨は、商品の購入などには使用できるが、寄付することはできない

提案 地域振興が目的など、一定の要件を満たせば、地域通貨で寄付できる





総務企画局 企画調整部 国家戦略特区担当

TEL : 092-711-4866 MAIL : f-tokku@city.fukuoka.lg.jp



国家戦略特区 HP



facebook ページ

STARTUP  
FUKUOKA TEAM

福岡市のスタートアップに関する情報をお知らせしています♪  
ぜひ「いいね!」や「フォロー」して、最新情報をチェック!